

## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 生産性向上設備促進税制は期限で廃止

平成28年度税制改正の租税特別措置の見直しでは、期限切れ減収措置17項目のうち3項目を廃止、14項目について縮減を伴う見直しをすることが盛り込まれています。

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または、税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は、28年度末をもって廃止されることとなりました。

26年度改正で措置されたもので、機械装置や器具備品、建物、ソフトウェアなど、幅広い設備が対象となっております。普通償却限度額との合計額で、その取得価額までの特別償却ができる措置（即時償却）および税額控除率の上乗せ措置は27年度末とされている適用期限を延長しないこととされています。

我々税理士及び会社にとって使い勝手が良い節税対策の一つであっただけに、大変残念ではあります。

#### 生産性向上設備投資促進税制の適用期限等

	～27年度末	～28年度末
機械装置等	即時償却 または 5%税額控除	50%特別償却 または 4%税額控除
建物 構築物	即時償却 または 3%税額控除	25%特別償却 または 2%税額控除